

落札者決定基準

簡易型・施工実績審査タイプ（加算方式）

1 落札者の決定方法

本工事は、次の方法により価格及び技術評価項目を評価し、落札者を決定する。

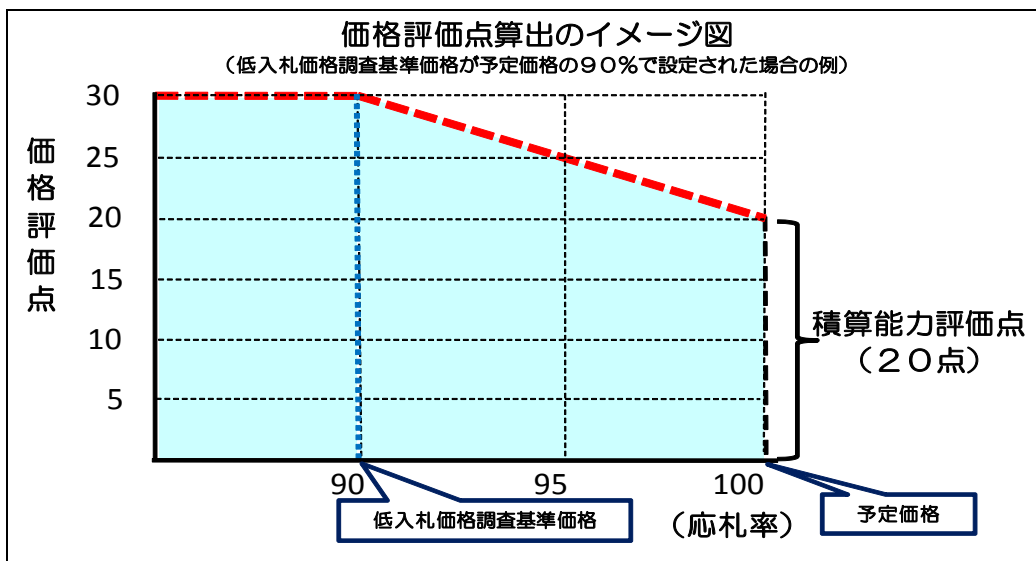
(1) 価格の評価（価格評価点の算出）

予定価格内で応札した者には、積算能力評価点として20点を付与する。

なお、各応札者の価格評価点の算出方法は以下による。

ア 低入札価格調査基準価格以上予定価格以下で応札した者
 価格評価点 = $100 \times \{1 - (\text{入札額} / \text{予定価格})\} + 20$

イ 低入札価格調査基準価格未満で応札した者
 価格評価点 = $100 \times \{1 - (\text{低入札価格調査基準価格} / \text{予定価格})\} + 20$ （一定）



(2) 技術評価項目の評価（技術評価点の算出）

技術評価項目の評価は、入札参加資格を有する者には申請内容により次表に基づき技術評価点を付与するものとし、技術評価点の最高点数は**5.25**点とする。

標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点	施工実績審査タイプ		
				配点	小計	
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	0.50	2.00	
		上記以外	0.00			
	地域精通度（施工実績）	小樽市又は石狩市	1.50			
		小樽市又は石狩市に隣接する市町村 石狩振興局又は後志総合振興局管内 なし	1.00 0.50 0.00			
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木（建設機械）施工管理技士	1.00	1.00	1.50	
		一級土木（建設機械）施工管理技士	0.75			
		二級土木（建設機械）施工管理技士（有資格期間10年以上）	0.50			
		二級土木（建設機械）施工管理技士（有資格期間5年以上）	0.25			
		上記以外	0.00			
	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得） なし	0.50 0.00	0.50		
担い手の育成・確保	新規の雇用	①新規の雇用あり（管理組合で年1回適用） なし	0.50 0.00	0.50	0.50	
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	小樽市又は石狩市	1.00	1.00	1.25	
		小樽市又は石狩市に隣接する市町村	0.50			
		入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00			
		災害時の協力等	災害協定あり なし	0.25 0.00		0.25
			計（満点）			
減点項目	評価基準					
過去6ヶ月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり 総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり			-1.00	-1.00	

ア 企業の施工能力

- (ア) ISO マネジメントシステムの評価対象は、有効期限が公告日以後のものとする。
- (イ) 地域精通度（施工実績）の対象は、北海道の各総合振興局（振興局）建設管理部、建設部建築局、小樽市、石狩市及び石狩湾新港管理組合で、平成14年4月1日から平成29年3月31日までの期間に完成し引渡が完了した最終請負金額5百万円以上の工事とする。
- (ウ) 施工実績に該当する工事が複数ある場合は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事実績）の写しを提出する。

イ 配置予定技術者

- (ア) 有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数とする。
- (イ) 技術士の分野は、建設部門とする。
- (ウ) 継続教育の種類及び推奨単位は、次のとおりとする。

団体名	推奨単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20以上	40以上	60以上	80以上	100以上
(公社)土木学会	50以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	50以上	—	150以上	—	—

- (イ) 推奨単位の1年間は、平成28年度に取得した単位とする。
- (ウ) 推奨単位の2年間以上は、平成28年度を含めた期間に取得した単位とする。（2年間の場合、平成27年度及び平成28年度の2年間）
- (エ) 技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者により提出することができる。ただし、この場合については、各候補者のうち評価の合計が最も低い者で評価する。
- (オ) 配置予定技術者の専任配置及び兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、建設業法上専任を必要とする場合及び兼任配置が認められる場合の扱いと同様とする。

ウ 担い手の育成・確保

新規の雇用は、以下いずれかの企業を評価対象とする。

- a 過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を（卒業年度を含む4ヶ年度以内）雇用した企業。
 - b 過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。
- ※ aとbのいずれの場合においても次の要件を満たすこと。
- ・平成29年4月1日時点で3ヶ月以上の雇用関係にあり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）と継続雇用している企業を評価する。
 - ・採用時点において、満35歳以下の者とする。
- ※ 評価期間の過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（平成29年度の場合、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの期間）
- ※ 石狩湾新港管理組合において年1回申請（落札するまで）できる。

エ 地域の守り手確保

- (ア) 主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - a 建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているもの
 - b 会社法第27条の本店で、かつ、建設業法第3条の許可を有している営業所
- (イ) 災害時の協力等は、石狩湾新港管理組合との災害協定の有無を評価するものとし、網走建設管理部との協定について評価対象とする。

オ 減点項目

- (ア) 当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間（平成29年2月1日から平成29年7月31日）に、石狩湾新港管理組合が発注する工事において、次に該当する事例があった場合には、技術評価点を減点する。
- a 重要な瑕疵に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償の請求を受けた場合
なお、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。
 - b 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った場合
なお、該当の有無は工事検査日で判断する。
- ※ 工事施行成績が減点されている工事の取り扱い
法令遵守（指名停止2ヶ月未満）により工事施行成績が減点されている対象工事については、減点適用期間を最初の1年とし、次年度以降については減点される以前の点数で平均点を算出する。

カ 合併等の取扱い

- (ア) 合併の場合
合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。
- (イ) 事業譲渡の場合
- a 事業の全部譲渡の場合
事業譲渡の事実発生日以後、譲渡会社の実績等は、譲受会社の実績等として評価対象とする。
 - b 事業の一部譲渡の場合
事業譲渡の事実発生日をもって、譲渡会社の実績等を譲受会社の実績等とすることができる。ただし、この場合、事実発生日以後の総合評価落札方式による他の入札において、譲渡会社の実績等はすべて消滅したものとみなして、評価対象外とする。
- (ウ) 会社分割の場合
事業譲渡の場合に準ずる。
- (エ) (ア)、(イ)において、合併存続会社又は譲受会社が、次のいずれかに該当する場合は、合併消滅会社又は譲渡会社の実績等は、合併存続会社又は譲受会社に継承しない。
- a 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申立てがなされた会社である場合。
 - b 破産法（平成16年法律第75号）による破産申立てがなされた会社である場合。
 - c 精算手続き中の会社（事業活動を目的とせず、精算の目的の範囲内で存続する会社）である場合。
 - d 休眠会社（建設業法第29条第3号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を1年以上休止している会社）である場合。

(3) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

(4) 落札者の決定

- ア 地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、(3)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
- イ アの評価値の高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

3 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

4 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価された技術評価項目について、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績評定採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

配置予定技術者

- (1) 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の合計点が、入札時に評価したものより劣り、評価が下がる場合に実施する。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。
- (2) 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大5点とする。